

さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市いじめ防止対策推進条例第9条第7項に基づき、さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 ネットワークは、別表に掲げる関係機関等により構成する。

(会議の公開)

第3条 ネットワークの会議は、原則公開とする。ただし、ネットワークの決議により非公開とすることができる。

(会議の傍聴)

第4条 ネットワークの会議の傍聴を希望する者は、会場で受け付けをし、係員の指示に従い会場に入室するものとする。

2 傍聴の受付は先着順で行い、5人になり次第受付を終了するものとする。

3 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) ネットワークの会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。
- (3) 会場において、飲食及び喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、委員長の許可なくネットワークの会議の様態を撮影し、又は録音等を行わないこと。
- (5) その他、会場の秩序を乱し、ネットワークの会議の支障となる行為をしないこと。

4 傍聴者が前項の規定を守らないときには、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときには、これを退場させることができる。

(事務局)

第5条 ネットワークの事務局は、子ども未来局子ども育成部青少年育成課に置く。

附則

この要綱は制定の日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。